

山北町空家等情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北町内にある空家等を有効活用し、都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空家等の情報を町のホームページ等（以下「ホームページ等」という。）で情報提供等することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 山北町内に所在し、所有者及び納税義務者が確認できる空家(売家、貸家)、共同住宅の空室及び売り地をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者及び納税義務者をいう。
- (3) 利用希望者 空家等を購入または、借りることを希望する者をいう。

(空家等の登録申込み等)

第3条 本制度による登録を行おうとする所有者等は、山北町空家等情報(新規・変更)登録申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の登録申込みを受けたときは、当該申込書に係る内容を調査し、適切であると認めるときは、ホームページ等に登録するものとする。

(登録の取消し)

第4条 町長は、前条により登録を行った所有者等(以下「登録者」という。)から山北町空家等情報登録取消し届書(様式第2号)の提出があった場合、又は、ホームページ等への情報登録が不適切と判断した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

(情報提供の内容)

第5条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された情報を利用希望者に提供するものとする。

(利用希望者の要件)

第6条 空家等情報を受け、空家等を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 空家等に定住し、又は定期的に滞在して地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空家等に定住し、又は定期的に滞在して地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用希望者の申込み等)

第7条 空家等情報を利用しようとする利用希望者は、空家等情報利用申込書(様式第3号)に誓約書(様式第4号)その他町長が必要と認める書類を添付し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該空家等の所有者等へ、その旨を連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた所有者等は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へ、その回答内容を報告するものとする。

(所有者等と利用希望者の交渉等)

第8条 町長は、所有者等と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(宅地建物取引事業者等との連携)

第9条 町長は、本空家等情報登録制度を円滑に実施するために、やまきた定住相談センター設置要綱(平成21年山北町告示第27号)に基づき、宅地建物取引事業者等と必要な連携を図り、事業の推進を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。